第十四条

1　この協定によって与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであって、個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。

2　1に規定する特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、ＢＩＥ又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を自国の法令に従って停止する権利を有する。

3　この協定のいかなる規定も、安全保障のために全ての予防措置をとる日本国政府の権利に影響を及ぼすものではない。

第十五条

1　この協定の解釈又は適用に関する日本国政府とＢＩＥとの間の紛争は、協議によって解決される。

2　1の規定によって紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、日本国政府又はＢＩＥのいずれかの要請により、次の方法によって個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託される。

(a)　日本国政府及びＢＩＥは、日本国政府又はＢＩＥのいずれか一方が他方に対して仲裁の要請を通告した日の後六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の裁判長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、日本国政府又はＢＩＥのうち各一人の仲裁人を任命することについていずれか遅い方が他方に対してその任命を通告した日の後六十日以内に任命されるものとする。

(b)　(a)に規定するそれぞれの期間内に、日本国政府若しくはＢＩＥのいずれかが仲裁人を任命することができない場合又は裁判長について二人の仲裁人が合意しない場合には、日本国政府又はＢＩＥは、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うよう要請することができる。

3　仲裁裁判所の決定は、投票の過半数による議決で行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及びＢＩＥを拘束する。

第十六条

この協定の改正に関する協議は、日本国政府又はＢＩＥのいずれかの要請によって行われる。いかなる改正も、相互の合意によって行われる。

第十七条

1　この協定は、日本国政府及びＢＩＥがこの協定の受諾を通告する公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、2の規定に基づいて終了しない限り、博覧会の終了の日の後一年が経過するまでの間効力を有する。

2　この協定は、日本国政府とＢＩＥとの間の合意により終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年二月十五日にドバイで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　磯俣秋男
博覧会国際事務局のために
　Ｄ・ケルケンツェス

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
外務大臣臨時代理
国務大臣　山口　壯
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE BUREAU INTERNATIONAL DES EXPOSITIONS REGARDING PRIVILEGES AND IMMUNITIES RELATED TO THE EXPO 2025 OSAKA, KANSAI, JAPAN